

## 地方独立行政法人長野県立病院機構の評価に関する基本方針

(制定：平成 30 年 6 月 5 日)

長野県知事（以下「知事」という。）が、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の業務の実績に関する評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づくものとする。

### 1 目的

知事が行う評価は、機構の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と項目別評定を基礎とした機構全体を評価する総合評定によって行う。
- (2) 評価は、目標及び計画に掲げる指標を基準とする絶対評価によって行う。
- (3) 評価にあたっては、機構の事務及び業務の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のあるものとする。
- (4) 評価にあたっては、機構が地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条第 2 項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を活用する。
- (5) 県民への説明責任を果たす観点から、評価結果を通じて、中期目標及び中期計画の達成状況や取組状況を分かりやすく示す。
- (6) 機構の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標及び計画については、達成状況の他に取組の過程や内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価を行う。
- (7) 機構への業務実績に関するヒアリングの実施や地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会からの意見聴取などにより、評価の公平性及び正確性を確保する。
- (8) 法第 28 条第 5 項の評価の結果は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表する。

### 3 評価の種別

知事は、法第 28 条第 1 項に規定する次の業務の実績に関する評価を実施する。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施する業務の実績の評価（年度評価）
- (2) 法第 28 条第 1 項第 2 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（中期目標期間見込評価）
- (3) 法第 28 条第 1 項第 3 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施する中期目標の期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

### 4 その他

評価方法の詳細については、別途定めるものとする。